

【任意】小児インフルエンザ予防接種被接種者（生後6か月～小学校就学前までの児）の保護者様へ
※必ずお読みください

【任意】小児インフルエンザ予防接種説明書

1 インフルエンザについて

季節性インフルエンザは、急性呼吸器感染症で、発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛などの全身症状が突然あらわれます。潜伏期は24～72時間です。先に高熱が出て呼吸器症状は遅れて出現することが多く、鼻閉、咽頭痛、せきなどです。合併症がなければ2～7日で治癒します。合併症、特に肺炎や脳症を併発した場合は重篤となります。

2 ワクチンについて

接種可能なワクチンは以下の2種類です。

種類	インフルエンザHAワクチン	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン
対象者	生後6か月以上の人	2歳以上の人
接種方法	皮下注射 2～4週間の間隔をおいて2回	点鼻 1回（各鼻腔内に1噴霧）
接種 できない人	① 明らかに発熱（通常37.5℃以上）している人 ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人 ③ インフルエンザ予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人 ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合	
		明らかに免疫機能に異常のある疾患にかかっている人、免疫抑制を引き起こす治療を受けている人

3 インフルエンザ予防接種の副反応

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー*があらわれることがあり、そのほとんどは接種後30分以内に生じますが、まれに接種後数時間して起こることもあります。

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。

汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出るほか、はきけ、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状や、ショック状態になるような、はげしい全身反応のことです。

【インフルエンザHAワクチン】

頻度は不明ですが、ギランバレー症候群（急性に四肢の筋力低下などをきたす病気）、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等の報告があります。

まれに、接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、掻痒等があらわれることがあります。

また、発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等や局所の発赤、腫脹、疼痛等を認めることがあります。

【経鼻弱毒生インフルエンザワクチン】

鼻閉や鼻漏、咳嗽、口腔咽頭痛、頭痛を認めることがあります。

また、まれに、発疹、顔面浮腫、鼻出血、胃腸炎、中耳炎等が起こることがあります。

裏面に続く

4 接種時の注意点

インフルエンザ HA ワクチンは、季節型インフルエンザウイルスの A 型株 2 種類、及び B 型株 1 種類をそれぞれ発育鶏卵を使って増殖させ、ホルマリンで不活化したワクチンです。鶏卵成分は精製段階で除去されていますが、卵アレルギーが明確な場合の接種には注意が必要です。接種を希望される場合には医師におたずねください。

経鼻弱毒生インフルエンザワクチンは、飛沫または接触により、ワクチンウイルスが水平伝播する可能性があります。接種後、1～2 週間は、重度の免疫不全者との接触を、可能な限り避けるようにしてください。

5 一般的注意

- (1) 接種当日は、朝からお子さんの状態をよく観察し、ふだんと変わったところのないことを確認するようにしてください。体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談し、接種をするかどうか判断するようにしてください。
- (2) 受ける予定の予防接種について、市から配布したこの説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解してください。わからないことは接種を受ける前に接種医に質問してください。
- (3) 母子健康手帳は必ずお持ちください。
- (4) 予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の人が連れて行ってください。
- (5) 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておいてください。まれに、急な副反応が、この間に起こることがあります。
- (6) 接種後 1 週間は副反応の出現に注意してください。
- (7) 接種部位は清潔に保ってください。接種当日の入浴は問題ありません。
- (8) 当日は、はげしい運動は避けてください。
- (9) 接種後、接種局所の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

6 予防接種による健康被害救済制度について

小児インフルエンザ予防接種は任意接種のため、健康被害が生じた場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法（定期接種）と比べて救済の対象や額等が異なります。給付申請を行う場合は、接種を受けた本人または家族が直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求することとなります。

その健康被害が予防接種によるものなのか、因果関係に関する医学的薬学的判断について、厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働大臣は、医薬品医療機器総合機構（PMDA）からの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会（副作用被害判定部会）に意見を聴いて判定を行うこととされています。

【任意】小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成について

今回のインフルエンザ予防接種の費用は、生後 6 か月～小学校就学前の児に対して、岐阜市が 1 回あたり 1,000 円を 2 回まで助成します。なお、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンについては、1 回 2,000 円（全 1 回）まで助成します。医療機関が設定している予防接種料金から、岐阜市助成金額分を引いた、残りの金額を医療機関に支払ってください。ただし、助成の対象となるのは、10 月 15 日から翌年 1 月 31 日までの接種に限ります。



〈お問い合わせ先〉

岐阜市保健所 感染症・医務薬務課

電話 058-252-7187

FAX 058-252-1280